

ソフトウェア サブスクリプション契約書

PreEmptive Solutions, LLC

アメリカ合衆国テキサス州オースティン

ビルディング 1 スイート 100 号室

ノースモーパック エクスプレスウェイ 10801

郵便番号 78759

電話番号: 米国(713) 862-5250 ファックス番号: 米国(713) 862-5210

本契約書が電子的に埋め込まれたソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することにより、または本ソフトウェア用ライセンス・キーを取得することによって、お客様は、以下の契約条件に拘束されることを確認し、合意します。もしお客様が本契約の諸条件に合意しない場合、「合意しない」をクリックし、ソフトウェアをインストールも使用もせず、お客様のコンピューターシステムから削除してください。ソフトウェアの使用、インストール、または「合意する」をクリックすることで、お客様は、お客様個人及びお客様の雇用主のために本ソフトウェアライセンス契約書を注意深く読み、お客様及びお客様の雇用主はこれらに拘束され、また、お客様にも本契約書の関連条件が適用となる可能性があるとして雇用主がお客様個人に通知した場合はその関連条件を、確認し合意したことになります。本契約書は、本契約書が電子的に埋め込まれたソフトウェアのお客様によるインストール及び使用につき、適用されます。PreEmptive は、お客様がインストールまたはご使用になる前に、ご使用になる前、または購買決定をする前に、本契約書を注意深く読みソフトウェアを検証することを、お勧めします。

本ソフトウェア サブスクリプション契約書は、評価版ソフトウェア(下記第 16 条に定義されます)の場合は、お客様がライセンス・キーを取得した日付、許諾済ソフトウェア製品(下記に定義されます)の使用のためのライセンス購買の場合は、当該ライセンスを購買した注文書記載の日付、をもって、米国デラウェア州責任制限会社である PreEmptive Solutions, LLC (「PreEmptive」)と、評価版ソフトウェアの場合は仮ライセンス・キーの送付先お客様、許諾済ソフトウェア製品の使用のためのライセンス購買の場合は当該ライセンスを購買した注文書に記載のお客様(各場合において「お客様」)との間で、お客様がサブスクリプション形式により利用することを合意し、PreEmptive がお客様に対し、注文書に記載された 1 個またはそれ以上のソフトウェアをインストールし使用するため、またこれに関連する PreEmptive が所有またはライセンスする書面及びメンテナンス サービスを使用するための限定的なライセンスを許諾するために締結された契約書です(「本契約書」)。注文書は、本契約書の一部となります。注文書の文言が本契約書の文言に抵触する場合、本契約書と注文書が協調して機能するために必要な最低限度の範囲内においてのみ、本契約書の文言の抵触する部分の範囲内においてのみ、注文書の文言が優先されます。注文書は、本契約書の文言とともに 1 つの契約書を構成すると看做され、解釈されます。本契約書は、従来 PreEmptive とお客様の間で締結されたすべての契約書に優先して適用となり、これらに差し替えられます。従来の契約とは、シュリンクラップ契約書、クリックラップ契約書、PreEmptive 社製品に組み込まれたデモまたはトライアル契約書、またはその他の 2 者間で有効となっていた契約書を含み、これに限定されません。お客様が評価版ソフトウェアを評価する場合は(下記第 16 条に定義されます)、下記第 16 条の文言(及び当該条文が引用する本契約書の条文も含みます)のみが適用となり、お客様及びお客様による評価版ソフトウェアの一時使用に関して規定します。これには、本契約書のその他の部分

については適用されません。評価版ソフトウェアの商業ライセンスを購入した時をもって、第 16 条を除外する本契約書に記載のすべての文言が、お客様のすべての 許諾済製品（下記に定義されます）のご使用につき適用となります。

両当事者は、下記の通り、合意します。

契約条件

第 1 条 定義

(a) 「関係者」とは、特定の人または法人が支配し、あるいは支配され、または共通の支配下にある個人または法人、その他の個人または会社をいいます。「支配」とは、直接間接を問わず、会社持ち分比率 50%またはそれ以上を所有することをいいます。

(b) 「アプリケーション」とは、お客様が、許諾済ソフトウェア製品 を使用して開発、サポート、アップデート、一部変更、または改変したアプリケーション、プログラムまたはソフトウェアをいいます。

(c) 「契約書」とは、このソフトウェア サブスクリプション契約書をいい、本契約書の一部となったすべての付表、附則、別紙、注文書、本契約書に効力を与えるすべての変更、改変、補足、変更の覚書を含みます。

(d) 「Build Machine（ビルドマシン）」とは、(i) 非バーチャル環境においては、1 つまたはそれ以上の、電子形式の、プログラム可能なマシンで、指示に応答し処理するため、及び/または 許諾済ソフトウェア製品にアクセスし、運用するためにプログラムされた論理回路を含み、ビルドマシンそれぞれには複数のプロセッシングのコアが構成され、1 つ 1 つが独立したビルドマシンとして個別に作動するよう構成され、そのように構成されている場合は本契約書の定義の目的においては別のビルドマシンとみなされるもの、(ii)バーチャル環境においては、本契約書の定義の目的においては、各バーチャルマシンは個別のビルドマシンとみなされるもの、をいいます。

(e) 「秘密情報」とは、可触形式及び不可触形式のすべての技術的及び非技術情報で、製品デザイン情報、ソフトウェアコード、技術情報、顧客情報、割引・費用・製品価格に関する情報、財務情報及び、お客様が 許諾済ソフトウェア製品 のベンチマーク試験を行ったことから得られた結果または使用された形式を含み、これに限りません。ただし、受領者が、次の合理的な証拠を示すことができる情報は、秘密情報 に分類されません。

(i) 受領者が開示者により開示される前から所持していたこと

(ii) 受領者が、落ち度なく、また、本契約書に違反することなく公共のドメインの一部となったこと

(iii) 受領者に情報を開示した際守秘義務のない第三者から、善意に受領者に開示されたこと、または、

(iv) 管轄裁判所から開示するよう強制されたこと。

ただし、受領者はまず開示者に対し、当該開示要請または命令に関する通知を行うことで、当該管轄裁判所からの要請または命令に異議申し立てを行う機会、または当該要請または命令の範囲を狭める機会を与える義務があります。

(f) 「エラー」とは、(i) 許諾済ソフトウェア製品 の中に発見されたもの、(ii) 再現可能なもの、かつ、(iii) 許諾済ドキュメントに沿った運営を大きく妨害する、エラー、不具合または欠如をいいます。

(g) 「許諾国」とは、下記第 2 条(c)によって使用地域が明示的に限定されたライセンスにつき、適用注文書によって指定され、またはこの指定がない場合は、当該注文書に 送付先 住所として記載された国をいい

ます。ただし、欧州ユニオン（「EU」）内の国に関しては、EUを意味します。

- (h) 「許諾済ドキュメント」とは、PreEmptive が 許諾済ソフトウェア製品 のために一般的に使用可能とした出版されたユーザーマニュアルをいいます。
- (i) 「許諾済製品」とは、 許諾済ソフトウェア製品 及び 許諾済ドキュメント をいう。
- (j) 「許諾済ソフトウェア製品」とは、マシン読み込み可能なオブジェクトコード版の(i) ディスク、テープ、インターネットダウンロードサイトまたはその他の媒体に埋め込まれている、各注文書に特定されたソフトウェア、かつ (ii) 本契約書第 4 条に従い メンテナンス サービス を享受する権利のあるお客様が受領する「許諾済ソフトウェア製品」のための全てのアップデートをいいます。
- (k) 「ライセンス期間」とは、(A) 最初の期間（「初期期間」）、(i) お客様が許諾済製品のリースに合意した注文書に特定された 初期期間 、または (ii) このような注文書に特定された 初期期間 がない限りにおいて、効力発行日から 1 年間、及び、(B) 本契約書の条件に従い有効となるすべての当該初期期間後に発生する更新及び延長（「更新期間」）、をいいます。
- (l) 「メンテナンス サービス」 とは、第 4 条に従い PreEmptive が提供する技術サポートサービスをいいます。
- (m) 「Named User（指定ユーザー）」とは、お客様により、許諾済ソフトウェア製品を使用する権利があると指定されたお客様の組織に所属する個人 1 名をいいます。
- (n) 「注文書」とは、(i) 本契約書に従って時折修正、補足または一部変更された、PreEmptive の標準価格見積、注文書、注文票、または購買確約書（PreEmptive またはその子会社により所有または支配されているオンラインストアから電子形式で配信された購買確約書を含みます）、また (ii) 第 15 条に従って行われた場合のみ、お客様が PreEmptive に送付したその他の PreEmptive のものではない価格見積、注文書、注文票、または購買確約書のすべて、をいいます。
- (o) 「アップデート」とは、PreEmptive が 許諾済ソフトウェア製品 または 許諾済ドキュメント の一部として一般的に使用可能とし、採用し、別個に値付けまたは上市されることのない、当該製品対する改訂、拡張、改良、一部変更またはプログラム修正をいいます。
- (p) 「バーチャルマシン」とは、独自の OS を運用して 許諾済ソフトウェア製品 にアクセスし、機能させることが可能なソフトウェア コンテナをいいます。

第 2 条. 使用許諾

(a) 使用。 下記第 2 条(b)に規定されたライセンスの際適用される制限事項及びその他の本契約書の文言の範囲内において、かつ、本契約書に関連して受領された適用注文書に記載された範囲、期間及びその他の事項のお客様による全面的な遵守を前提として、PreEmptive はお客様に対し、ライセンス期間中、お客様が、本契約書に記載された適用のある制限や条件に従って、 許諾済ソフトウェア製品 を、お客様が所有、または自己のために運用されるコンピューターハードウェアにインストールして使用、コピー、修正またはアプリケーションを生成する限定的、非独占的、譲渡不可の権利及びライセンス、及び、お客様に提供された 許諾済ドキュメント を本契約書に従いお客様がコピーできる権利及びライセンスを与え、お客様は PreEmptive からこれを受諾します。ただし、いかなる場合においても、お客様は、 許諾済ソフトウェア製品 またはその他の PreEmptive が商業的に提供する製品またはソフトウェアアプリケーションと競合するアプリケーション、または実質的に同一機能のアプリケーションを生成してはなりません。お客様の 許諾済製品 を使用する権利は、

お客様自身の内部的業務運営のためにお客様の書面による合意により委託サービスを利用する場合は、次の場合、第三者による使用にも適用されます。(i)当該第三者は、本契約書を遵守することに合意していることとし、(ii) お客様は当該第三者の最終責任者として、当該第三者の作為不作為に関する責任を持ちます。お客様の 許諾済製品 を使用する権利は、次の場合、お客様の関係者による使用にも適用されます。(i)当該関係者は、本契約書を遵守することに合意していることとし、(ii) お客様は当該関係者の最終責任者として、当該関係者の作為不作為に関する責任を持ちます。本契約書のライセンス期間の終了をもって、本契約書にて許諾されたすべての権利及びライセンスは、自動的に終了します。

(b) ライセンスの使用数及び制限事項。 お客様は、お客様と PreEmptive との間において、PreEmptive またはその子会社が所有し、所有を継続する、許諾済製品 に関するすべての権利には、著作権、営業秘密、特許または商標法に基づく関連する知的財産権が含まれることを確認し、合意します。本契約書は、お客様に 許諾済製品 に関する所有権を付与せず、本契約書及び各適用注文書の文言に従って 許諾済ソフトウェア製品 及び 許諾済製品 をインストール、使用する権利に限定して付与します。また、お客様は、ここに許諾されたライセンスは、ライセンス期間の満了または解約により自動的に終了すること、また、お客様による 許諾済ソフトウェア製品 のインストールや使用数について適用される制限は、お客様が購入した 許諾済ソフトウェア製品 のタイプやお客様が購入したライセンスのタイプにより異なることを確認し、合意します。購入したライセンスのタイプや 許諾済ソフトウェア製品 の適用注文書に記載された条件により、本第 2 条に記載の 1 つまたはそれ以上の制限が 許諾済ソフトウェア製品 に適用されることがあります。お客様は、本第 2 条及び各注文書に記載されたすべての条件や制限事項を注意深く読むことが推奨されます。お客様は、本契約書に基づきお客様が送付した注文書に記載の 許諾済ソフトウェア製品 に適用される、次に示す制限や条件に合意します。

(i) 「Team (チーム) ライセンス)」として PreEmptive により一般的に入手可能とされ、ライセンスされているすべての 許諾済ソフトウェア製品 は、お客様は、8 人の指定ユーザーを指定し、2 個のビルドマシン上で、5 個のアプリケーションの生成、サポート、一部変更に関連するインストール、運用、使用ができます。

(ii) 「Group (グループ) ライセンス)」として PreEmptive により一般的に入手可能とされ、ライセンスされているすべての 許諾済ソフトウェア製品 は、お客様は、24 人の指定ユーザーを指定し、8 個のビルドマシン上で、20 個のアプリケーションの生成、サポート、一部変更に関連するインストール、運用、使用ができます。

(iii) 「Enterprise (エンタープライズ) ライセンス)」として PreEmptive により一般的に入手可能とされ、ライセンスされているすべての 許諾済ソフトウェア製品 は、お客様は、無制限の人数の指定ユーザーを指定し、無制限数のビルドマシン上で、無制限の個数のアプリケーションの生成、サポート、一部変更に関連するインストール、運用、使用ができます。

(c) 使用地域の制限。 購入されたライセンスは、許諾国に限定され、当該許諾国は注文書に記載され、お客様は、当該許諾国以外の場所で 本許諾済ソフトウェア製品 を、インストール、アクセス、使用してはなりません。注文書に当該許諾国の記載がない場合で、お客様のソフトウェア製品を、インストール、アクセス、使用する権利を制限する特段の記載がない場合は、お客様は、世界中で 本許諾済ソフトウェア製品 を、インストール、アクセス、使用することができます。

(d) コピー及び災害復旧。 お客様は、許諾済ソフトウェア製品の保存用バックアップのために合理的な数量コピーすることができます。お客様が許諾済ソフトウェア製品をインストールしたコンピューターシステムに障害が発生した結果、一時停止状態が発生した場合、お客様の許諾済ソフトウェア製品の使用権には、当該一時停止状態の継続中は、当該一時停止状態の直前に許諾済ソフトウェア製品がインストールされていた元の計算環境と主に類似する代替コンピューターによる計算環境での許諾済ソフトウェア製品の仮の使用権が含まれるものとします。お客様は、本契約書で許諾されている機密財産表示を各コピー上にも複製し、当該コピーの正確な記録及び保存場所を保持しなければなりません。お客様は、前述以外の場合は、許諾済製品の複製をすることはできません。お客様は、許諾済製品をリバースエンジニア、逆アセンブル、翻訳、修正、改変、逆コンパイルし、また許諾済ソフトウェア製品のソースコードまたはソースリストや、許諾済ソフトウェア製品の営業秘密またはその他の財産的価値のある情報を作成、抽出及び/または適正にするために、ソフトウェア製品に手順を適用し、または処理してはなりません。

(e) その他のサービス。 お客様が購入した許諾済製品に関するすべてのライセンス及びメンテナンスサービスには、本契約書及び受領された適用注文書が適用となります。当事者間での書面による特段合意がない限り、実装サービス、トレーニングサービス、プロフェッショナルサービス等、お客様が購入した許諾済ソフトウェア製品に関するその他のサービスがある場合（「関連サービス」）、別途両方で締結される合意可能なサービス契約書のみが適用となるか、このような契約書がない場合は、PreEmptive 標準プロフェッショナルサービス契約書が適用となり、お客様による許諾済製品の受領と、関連サービスの受領とは別に扱われるものとします。

第3条 納品及び支払条件

(a) 納品。 すべての許諾済製品は、安全なインターネットダウンロードサイトを使用した電子的な納品方法によって、PreEmptive からお客様へ納品されます。すべての購買されたライセンスの所有及び関連する許諾済製品の危険負担の責任は、PreEmptive がお客様用にダウンロードサイトを用意し、お客様にその旨ご案内の通知し、許諾済ソフトウェア製品をインストールし運用するのに必要なライセンス・キーをお客様に提供したときに、お客様に移転します。

(b) 支払。 お客様から PreEmptive への注文書の受領後、PreEmptive は、お客様に、初期期間のサブスクリプションライセンス費用を記載した請求書を送付します。その後毎年、ライセンス期間中、PreEmptive はお客様に、更新年分のサブスクリプション費用全額を請求します。お客様は、当該請求書を受領した日から 30 日以内に、請求書に記載されたサブスクリプションライセンス費用全額を支払います。クレジットカードでお支払いの場合、(i) お客様は、PreEmptive に、有効なクレジットカード支払伝票を提供し、すべての更新費用の支払に使用したクレジットカードに関する最新かつ正確な情報を保管しておく必要があります。

(ii) お客様は、クレジットカードの変更や拒否があった場合は、PreEmptive に、迅速に通知する必要があります。(iii) お客様は、PreEmptive が、更新費用の全額を含む、支払期限が到来しているお客様の支払をすべて自動的に、当該お客様が提示したクレジットカードにチャージすることに合意します。お客様が支払う関連サービスに関する費用はすべて、別途請求されます。お客様のライセンス費用すべてに関する支払義務は、関連サービスの提供とは別個のものであり、別請求されないと、個別に扱われます。当該費用に関する支払遅延の場合、(i) 年利 15%以下で、かつ、(ii) 法定利子最大の利子が加算されます。

(c) **税金。** 本契約書に記載の全ての支払金額は、付加価値税、消費税、その他の税金、関税等を含まず、これらは、それぞれの適用法によりお客様が負担します (PreEmptive にかかる所得税のみ除外されます)。

第 4 条 メンテナンス

PreEmptive は、許諾済ソフトウェア製品 の運用時や使用時にエラーがないことを保証しません。各注文書に詳記された 許諾済ソフトウェア製品 に関し、注文書に記載された 許諾済ソフトウェア製品 に関するサブスクリプションライセンス費用のお客様による支払いをもって、PreEmptive は、第 4 条に記載の期間及び注文書に記載の追加期間、許諾済ソフトウェア製品 に関するメンテナンス サービスを提供します。メンテナンス サービスは、サブスクリプションライセンス費用を含み、別途課金または請求されません。メンテナンス サービスには、問題判別、合理的な問題解決、ソフトウェアプログラムの一時的な修正及び新規リリースの提供を含みます。メンテナンス サービスは、お客様が購入した 許諾済ソフトウェア製品 を使用するライセンスに関する注文書に記載されたすべての追加条件を含みます。メンテナンス サービスは、当該注文書に記載されたすべての追加条件にも従って提供されます。メンテナンス サービスによってお客様は、すべてのアップデートを追加費用なしで取得する権利を持ちます。

第 5 条 財産権

お客様は、本契約書に基づき、本契約書に明示的に記載のない権利を得ることができません。お客様は、本契約書に記載のない限り、許諾済製品 やその他の PreEmptive の秘密情報または財産的価値のある情報を複製することはできません。許諾済製品 、これに関するすべての評価版ソフトウェア (下記第 16 条に定義される)、すべての派生、翻訳、一部変更、改変、改善、拡張、開発品、すべての PreEmptive の秘密情報または財産的価値のある情報に関するすべての財産権は、適用のある地域の法律に認識され保証されているかどうかにかかわらず、特許、著作権、商標権、トレードシークレット法のいかなる管轄法における権利も含みこれに限定されず、PreEmptive または適用のあるライセンサーに帰属します。お客様は、PreEmptive の財産権が侵害されていることを知った場合には、迅速に PreEmptive に通知しなければなりません。

第 6 条 限定保証

(a) **保証。** PreEmptive はお客様に対し、初期期間の最初の 30 日間 (「保証期間」)、許諾済ソフトウェア製品 が、許諾済ドキュメント に記載のとおり実質的に稼働することを保証します。PreEmptive は、次のことを保証しません。(i) 許諾済ソフトウェア製品 が、お客様の要件、またはその他の特定の使用を満足すること、またはこれらを満足させるためのカスタマイズが可能であること、または、(ii) 許諾済ソフトウェア製品 の使用が中断されないことや、エラーがないこと。時折、強制力のある法律により、排除できない一定の保証があることや、限定的な範囲でのみ排除され得ることを黙示することがあります。本契約書は、そのような法律の条文に従って解釈されます。

(b) **救済。** もし、(i) ライセンス期間中のいつ何時でも、許諾済ソフトウェア製品 が許諾済ドキュメントに従い実質的に機能しないようなエラーが、許諾済ソフトウェア製品 に含まれていた場合、または(ii) 保証期間中、PreEmptive が上記(a) に記載の保証条項に違反した場合、お客様は迅速に当該エラーまたは違反を PreEmptive に通知し、PreEmptive は、次のことを行います。(A) 当該通知を受領してから 30 日以内に、当該エラーや違反を修正する商業的に合理的なすべての努力をする、または (B) 当該通知を受領してから 30 日

以内に、お客様が納得可能な当該エラーや違反を修正する計画をお客様に提供する。もし、30日以内に、当該エラーまたは違反が修正されず、また、お客様が納得可能な計画が立案されない場合、PreEmptiveは、欠陥のある許諾済ソフトウェア製品を交換するか、これが現実的でない場合は、欠陥ある許諾済ソフトウェア製品の返却を受け、お客様に、支払金から、初年度または更新期間の残日数分の金額を返金します。PreEmptiveの本第6条(b)の義務は、当該エラーや違反が次の事柄が原因だった場合、免除されます。(I) 許諾済ソフトウェア製品がインストールされたコンピューターハードウェアに欠陥や構築不備があった場合、(II) お客様によるソフトウェア媒体の不適切な扱いまたは使用があった場合、または、(III) お客様、またはお客様の従業員が、許諾済ソフトウェア製品またはお客様のコンピューターシステムに、正式でない改変、改訂、構築を行った場合。お客様は、本第6条(b)に記載の事項が、許諾済ソフトウェア製品が適正に機能しないという保証違反、エラーまたは不具合に関してお客様に提供される救済のすべてであり、PreEmptiveまたは権限ある代表者の責任のすべてであることを確認します。

(c) 免責。 本契約書への記載事項を除き、許諾済製品に関するすべての保証、表明、免責及び補償は、明示暗示を問わず、また、法、慣習、PreEmptive、お客様、またはこれらの権限ある代表者若しくは権限のない代表者による以前の口頭または書面による証言を根拠とするか否かに拘わらず（商品性または目的適合性の保証を含みこれに限定されません）、すべて無効とされ放棄されます。

第7条 第三者請求からの免責

(a) 免責。 下記第7条及び第8条に従い、PreEmptiveは、お客様に対し、許諾済製品またはお客様による許諾済製品の使用が、第三者の所有する特許、著作権または商標権に侵害すると申立てる当該第三者による請求から派生するすべての訴え、損害、損失、責任及び費用（弁護士費用を含みこれに限定されない）から免責し、弁護し、責任を負わせないことに合意します。ただし、(i) お客様は、PreEmptiveに対し当該紛争の可能性に関する通知をお客様が受領してから30日以内に、書面にて通知し、(ii) お客様はPreEmptiveが当該紛争について弁護、妥協または和解することを許可し、また、お客様を拘束する和解は、事前の書面による合意なしになされないものとし、かつ、(iii) お客様は、PreEmptiveにPreEmptiveがこれらのことを実行できるようにするために、得られる情報、合理的な補助、及び権限を、可能な限りすべて与えます。

(b) 代替的救済。 もし第7条(a)に記載の訴えがなされる、またはなされた場合、お客様は、PreEmptiveの選択及び費用で、PreEmptiveに、以下を許可します。(i) 許諾済製品の使用継続権を手配すること、(ii) 侵害を回避し、かつ、同等のパフォーマンスを提供できる許諾済製品の代替品を用意するか、また許諾済製品を一部変更すること、または、(iii) 許諾済製品の返品を受け付け、お客様に、支払金から、初年度または更新期間の残日数分の金額を返金すること。

(c) 責任の限定。 PreEmptiveは、違反や侵害の訴えが、次の事柄を原因とする場合、お客様を免責する義務が生じません。(i) 許諾済製品の訂正や一部変更を提供したのがPreEmptiveまたはPreEmptiveの権限ある代表者でなかった場合、(ii) アップデートを迅速にインストールしなかった場合、(iii) 許諾済ソフトウェア製品を、PreEmptive製品でないソフトウェアと組み合わせて使用した場合、及び(iv) PreEmptiveから当該侵害の訴えの書面による通知を受領した後も、侵害を申立てられた行為を継続していた場合。

第8条 結果責任の無保証

適用法が認める範囲内における人身傷害の場合を除き、どのような条件下でも、PreEmptive またはその権限あ

る代表者は、お客様または第三者からの明示的黙示的保証の違反、契約違反、知的財産権の侵害、詐欺行為、過失責任、不法行為やその他厳格責任の法理に基づいて起こされる訴え（データ、暖簾、利益の喪失、金銭の使用または許諾済製品の使用、使用中断またはデータ可用性の欠如、他の業務の中断またはその他の資産減損を含みこれに限定されない）によって、結果的、間接的、特別、懲罰的、例示的または派生的損害について、予見可能性があったかどうかにかかわらず、責任を負いません。いかなる場合においても、PreEmptive またはその権限ある代表者の行為や手続に関する総合的な責任は、直接損害を発生させた特定の許諾済ソフトウェア製品のために実際にお客様が支払った総額を超えません。

第9条 守秘義務

(a) 守秘義務。 お客様は、許諾済製品には、PreEmptive が開発またはライセンスを受けて使用している秘密かつ財産的価値のある情報が含まれており、許諾済ソフトウェア製品の試験結果は、お客様によって、またはその他の第三者によって実行されたかに関わらず、秘密情報となります。いかなる場合でも、お客様は、PreEmptive の事前の書面による合意なしに、許諾済ソフトウェア製品の試験結果や実行スペックを公表してはならないことを、確認します。相手方が開示した（「開示当事者」）秘密情報を受領する当事者（「受領当事者」）は、次のことをしてはなりません。(i) いかなる秘密情報の輸出、または再輸出（米国法またはその他の輸出規制法や規則の定義の範囲内において）。ただし、米国法の厳格な遵守の場合を除きます。(ii) いかなる秘密情報のリバースエンジニアリング、または(iii) 開示当事者の秘密情報を、本契約書に記載の使用と開示の制限に関する条件と同等かそれ以上厳しい文言に拘束される旨書面にて合意した者が、本契約書に記載の目的を実行するために「知る必要のある」場合以外、受領当事者の従業員、代理人、契約者、またはその他の第三者に開示または利用可能とすること。各当事者はすべての合理的な予防措置（次の措置を含みます (A) 自己の秘密情報を保持するために開示当事者が取った方法、及び (B) 時折開示当事者またはその権限ある代表者が合理的に要請した方法）をもって、相手方が開示したすべての秘密情報の守秘義務を確保するものとします。どちらの当事者も、開示当事者から開示された秘密情報につけられたいかなる秘密表示や財産表示も紛失汚損させてはなりません。秘密情報に付された著作権表示は、当該情報を公知とするものでも、守秘義務を減じるものでもありません。

(b) 開示。 もし、開示当事者の秘密情報について、権限のない使用や流布が、受領当事者の社内で発生した場合、受領当事者は直ちに開示当事者またはその権限ある代表者にその旨通知し、受領当事者の費用で、あらゆる可能な手段を尽くして当該秘密情報を回収し、以後権限のない使用や流布が発生しないようにするものとします。

第10条 契約終了

お客様は、PreEmptive への 30 日前までの書面による通知をもって、本契約書を終了することができます。ただし、お客様は、支払済金額の払い戻しは受けられず(第6条(b) 及び第7条(b)に明記されたものを除きます)、また、いかなる買掛金残高の免除、解除、放棄、更改もされず、これらの買掛金やライセンス期間中発生した支払予約は、自動的に期限の利益を失い即時に支払期限が到来し、本契約書の終了後も支払義務が残ります。もしお客様やお客様の従業員、コンサルタント、権限ある代表者または許可を得た第三者の誰かが本契約書の条件に違反した場合、PreEmptive は、司法または行政による解決や払戻しの義務なしに本契約を解約することができます。もしお客様が、自己の事業が停止し、支払不能に陥り、管財人管理下または清算に置かれ、会社

解散または前述した措置のいずれかのための決議がなされ（企業再建や合併の目的を持ったものを除きます）、債権者の権利保全のための取り決めを行い、企業倒産や債権者保全のために行われる破産、支払停止、支払猶予期間、企業再建手続を開始し、またこれに類似した債務超過の際行われる措置を行い、または当該措置を取られた場合、本契約は自動的に解約となります。いずれの事由による本契約の解約及びライセンス期間の満了により、お客様に与えられていたすべての権利は停止され、お客様は迅速に次のことを行います。(i) 許諾済ソフトウェア製品 及び関連するアップデートすべてを、お客様のコンピューターシステム、ストレージ媒体及びその他のファイルから一掃し、(ii) 許諾済製品 及びすべての複製物を破壊し、(iii) PreEmptive に、お客様がこれらのライセンス期間終了に際して発生する義務の履行が完了した旨記載した宣誓書を送付します。第 1 条、第 3 条、第 8 条乃至第 15 条及び第 17 条は、本契約の終了後も有効となります。

第 11 条 米国輸出規制

お客様は、許諾済製品 及びすべての関連する技術情報、ドキュメント及び資料には米国輸出行政の規則に基づく輸出規制が適用されることを確認します。お客様は、許諾済製品 に関しすべての連邦輸出入規制法を遵守することに合意します。お客様は、許諾済製品 またはこれに関連する技術情報、ドキュメント及び資料またはこれらの直接的派生製品を、米国商務省が作成したテロ支援国家リスト（現行ではキューバ、イラン、北朝鮮及びシリア）、将来的に変更される分も含み、これらに掲載された国へ再輸出または揚げ地変更が不可能となる可能性があることを、確認します。

第 12 条 衡平法上の救済

両当事者は、第 5 条、第 9 条、第 11 条及び第 17 条(h)が、両当事者の事業及び暖簾を守るために必要であり、この目的に照らして合理的であることを確認します。両当事者は、これらの各条文への違反は他当事者に重大かつ不可逆な損害を与え、従って当該違反があった場合は、他の救済に加えて、非違反当事者に対し、特定履行及びその他の差押等衡平法上の救済を請求する権利を有することに合意します。

第 13 条 ライセンス・キー及び使用数の報告

お客様は、ライセンス期間中、許諾済ソフトウェア製品 をお客様のコンピューターハードウェア上で機能させるためには、PreEmptive またはその支店が所有、運用するセキュリティコード（「ライセンス・キー」）が必要となることを確認します。一旦 許諾済製品 が当該コンピューターハードウェア上で実行されたら、本契約書に記載の制限に従って運用させるためその他のいかなるセキュリティコードも必要でなく、他のいかなる無効化デバイスを使用しても、許諾済ソフトウェア製品 が、ライセンス期間中お客様のハードウェア上で機能することを妨げることはできません。加えて、お客様は、ライセンス・キーは、現在のライセンス期間の満了により終了し、当該満了により、許諾済ソフトウェア製品 は、PreEmptive が、ライセンス・キーを更新するか、新たなライセンス・キーを再発行するか、その他のライセンス・キーを取得させるまで機能しないことを確認します。お客様は、ライセンス・キーを解読、改変、またはその他の方法で誘導してはなりません。PreEmptive は、迅速に（ライセンス期間の更新の際には、現行のライセンス期間が満了する前に）お客様に、それぞれのライセンス期間の更新時、また、本契約書第 2 条 (b)に記載の正式な 許諾済ソフトウェア製品 の他のハードウェア機器への移転時、必要なすべてのライセンス・キーを提供します。PreEmptive は、許諾済ソフトウェア製品 が本契約書に従って使用されることを担保するため、ユーザーのライセンス・キー番号、サーバー I

Pアドレス、電子メールアドレス、ドメインカウント及びその他関連すると認められる情報を含むお客様による 許諾済ソフトウェア製品 の各項目のライセンス使用に関するデータ情報を収集できる権利を留保します。PreEmptive は、ドメインカウントが、事前の書面による承認なしに上書きされることを明示的に禁じます。両当事者の書面による反対合意がない場合、お客様は、PreEmptive がこれらの使用状況に関する情報を収集、加工すること、また、お客様は、本契約書遵守のために必要なデータの移送を、電子的またはその他の方法で阻害しないことに合意します。お客様による、本契約書の制限に違反した 許諾済ソフトウェア製品 の使用、またはその他のいかなる権限のない使用は、本契約書の重大な違反と看做されます。前述に加えて、PreEmptive の書面による請求のお客様による受領から 10 営業日以内に、お客様は PreEmptive に対し、PreEmptive に 許諾済ソフトウェア製品 のインストールされた数、使用された数、またはお客様によってアクセスされた数、当該ライセンスがインストールされた適用サーバー、ハードウェアまたはコンピューターの識別情報、適用可能な範囲において、インストールされた場所、当該ライセンスにアクセスするユーザーの場所及び人数、また、その他お客様による本契約書の遵守を確認するために必要な PreEmptive が請求した情報を記載した書面による報告書を提出しなければなりません。本第 13 条に記載の監査、報告、証明の権利義務は、本契約終了後 18 カ月存続します。

第 14 条 効力

管轄裁判所が、ある理由により、本契約書の条文またはその一部が適用不能、無効、または不法であると判断した場合、当該条文は、両当事者の意思の効果を及ぶ範囲においてのみ効力を有するものとし、本契約書のその他残りの部分については、継続して完全に有効とします。

第 15 条 完全合意

(a) お客様は、本契約書を読み、理解し、これに拘束されることに合意することを確認します。また、お客様及び PreEmptive は、下記(b)の範囲内で、本契約書及びすべての注文書、付属文書は、お客様と PreEmptive との間で締結される完全に排他的な契約となり、 許諾済製品 に付属するシュリンクラップ契約、クリックラップ契約、デモまたはトライアル契約等当事者間で以前有効だった契約を含む、口頭、書面を問わず本契約書に関するいかなる提案、及びその他の当事者間のコミュニケーションに優先されることに合意します。下記(b)の範囲内で、本契約書は、両当事者が署名した書面によらなければ、変更、追加することができません。

(b) いかなる状況下においても、本契約書または PreEmptive の注文書の文言は、お客様が PreEmptive に提示したいいかなる PreEmptive 以外の請求書、注文書、これに類似する書面によって修正、変更、補足、変更、読み替え、または書き換えることはできません。両当事者は、お客様の都合かつお客様の内部会計手続のみの目的で、お客様が PreEmptive に自己フォームの請求書、注文書またはその他本件に関連する類似の取引書面を送付することがあり、PreEmptive によるいかなる 許諾済製品 の納品または支払の受領を含む行為によって当該お客様の請求書、注文書またはその他本件に関連する類似の取引書面に記載された第条件を受け入れたものとは看做されず、当該お客様による契約条件は、PreEmptive が、両当事者が署名した書面を受け入れない限りは何の強制力もなく無効であることを、確認し合意します。

第 16 条 トライアル・ライセンス

(a) お客様が、評価版ソフトウェア（下記に定義を記載）をインストールし、かつ、お客様が PreEmptive

に評価版ソフトウェアを評価することを許諾されている場合（下記に定義を記載）、第 16 条の条件（第 16 条に引用された本契約書の各条項を含みます）のみが、お客様による当該評価版ソフトウェアの一時使用について適用されます（本契約書のその他の条件は、お客様またはお客様の評価版ソフトウェアの使用について一切適用されません）。そして、評価版ソフトウェアの商業ライセンスのサブスクリプションが開始された時をもって、お客様及びお客様による商業版の 許諾済製品 の使用については本契約書の第 16 条を除いた全体部分が適用となります。

(b) お客様は、時折、特定の財産的価値のあるソフトウェア及びドキュメントを、商業用を購買する前に、試験評価するためだけに、一時的に使用することを要求することがあり、PreEmptive はこれを所有し提供しています（「評価版ソフトウェア」）。お客様による評価版ソフトウェアのすべてのインストール及び使用には、PreEmptive の発行する仮ライセンス・キーまたはトライアル・ライセンス・キーが必要となり、お客様は、当該 PreEmptive の発行する仮ライセンス・キーまたはトライアル・ライセンス・キーの有効期間中のみ、使用が認められます。

(c) 評価版ソフトウェアがお客様に提供されるのは、お客様自身の試験評価（「評価」）の目的のみであり、PreEmptive は、仮ライセンス・キーまたはトライアル・ライセンス・キーのお客様への送付をもって、お客様に、評価版ソフトウェアを運用、使用する譲渡不可能、非独占的、限定ライセンスを、お客様が当該評価版ソフトウェアをダウンロードした日から仮ライセンス・キーまたはトライアル・ライセンス・キーの満了日までの間（PreEmptive が認めた延長期間を含み、「評価期間」）、付与します。お客様は、前述の権利は制限されませんが、評価版ソフトウェアを、公共に配布するソフトウェアを生成し、これに一部変更、拡張またはいかなる変更を加えるため、またその他の商業目的のために使用することはできません。お客様は、いかなる評価版ソフトウェアも逆エンジニアリング、逆アセンブル、一部変更、翻訳または逆コンパイルしない、またさせないことに合意します。お客様は、評価版ソフトウェアを複製し、または、評価版ソフトウェアを元に派生ソフトウェアを生成、開発してはなりません。

(d) お客様は、すべての評価版ソフトウェアには、PreEmptive が開発し、または PreEmptive がライセンスされ取得した秘密かつ財産的価値のある情報が含まれ、その試験がお客様またはその他の第三者によりなされたものであっても、評価版ソフトウェアの試験結果はすべて秘密であることを確認します。いかなる場合も、お客様は、PreEmptive による事前の書面による明示的合意なしに、試験結果または評価版ソフトウェアの性能仕様情報を出版または開示してはなりません。お客様は、評価版ソフトウェアに付された秘密表示又は財産権表示を消去または汚損してはなりません。評価版ソフトウェアに付された著作権表示は、出版またはその他の秘密性を阻害する行為とはなりません。

(e) PreEmptive によって提供されるすべての評価版ソフトウェアは「現状有姿」により提供され、PreEmptive は、商品性保証及び目的適合性保証を含むすべての保証から免責されます。 PreEmptive は、評価版ソフトウェアが中断されず、またやエラーがなく機能することを保証しません。いかなる場合でも、PreEmptive またはその権限ある代表者は、結果が予見されていたかどうか、また、お客様や第三者からなされたお客様による評価版ソフトウェアの使用に基づく訴え、またはこれに関連する訴えに基づくか否かにかかわらず、いかなる結果的、直接的、懲罰的、例示的、または派生的責任を負いません。いかなる場合でも、お客様の評価版ソフトウェアの使用に関して起こされた措置手続に関する、PreEmptive またはその権限ある代表者の総合的な責任は、100 ドルを超えません。

(f) 本第 16 条に記載の評価及び評価版ライセンスは、(i) 評価期間の満了、(ii) お客様が評価版ソフトウエ

アの商業ライセンスを購入した日、及び (iii) どちらかの当事者が相手方当事者に対し、当該評価の終了につき通知した日、の一番早い時点で自動的に直ちに終了します。お客様は、評価期間または評価の終了の日またはその前までに評価版ソフトウェアの商業ライセンスを購入していない場合は、当該期間の満了または評価の終了の日をもって、評価版ソフトウェアをアンインストールするか破棄し、使用を停止しなければなりません。

(g) 本契約書第 1 条、第 5 条、第 8 条、第 11 条、第 14 条、第 15 条及び第 17 条(a)乃至(g) は、本引用により、本第 16 条、及び本第 16 条に基づき与えられた評価版ライセンスに含まれるものと看做します。

第 17 条 雑則

(a) お客様は、本契約書及びその権利義務をいかなる第三者（個人、法人）にも、契約、企業合併または買収、または法の作用によっても、PreEmptive による事前の書面による合意がなければ、譲渡、移転することができません。お客様の全部または実質上全部の資産の合併または売却の場合で、かつお客様が残存法人でない場合、お客様は、本契約書のもとに許諾されたいかなるライセンスも譲渡または移転できます。ただし、お客様は PreEmptive に、当該譲渡または売却が発生してから 30 日以内に、これに関する書面による通知を提供しなければなりません。本第 17 条 (a)に違反するいかなる譲渡も、無効とします。本契約は当事者間で有効であり、当事者及び承認されたそれぞれの承継者に利益を付与します。

(b) 本契約書のもとに要求または許可されるすべての通知または承認は、書面によるものとし、本契約書または本契約書に関連して受領された注文書に記載住所の然るべき相手方宛に送付されなければなりません。

(c) 本契約書の当事者が、本契約書のある条件の遵守の放棄または違反、または、本契約書により得られる権利を実行しない場合でも、いかなる場合も、その性質上の類似非類似に関わらず、本契約書のその他の条文の遵守放棄または違反とはならず、また、権利実行の放棄ともなりません。本契約書に記載のない場合は、本契約書に設定された PreEmptive の権利及び救済は非独占的であり、法律や衡平法等により認められるその他の権利へ追加されることとなります。

(d) 本契約書は、いかなる法の選択の法理にもよらず、テキサス州法が適用され、解釈されます。PreEmptive 及びお客様は、テキサス州が本契約書を根拠またはこれに関連し提起される訴訟の単独かつ排他的な法管轄かつ裁判地となり、また、テキサス州トラビス郡にある適切な連邦または州裁判所が事物管轄となることにつき、撤回できない合意をします。

(e) 本契約書に記載のない場合は、本契約書に設定された PreEmptive の権利及び救済は非独占的であり、法律や衡平法等により認められるその他の権利へ追加されることとなります。

(f) 本契約書は、ジョイントベンチャー、組合、パートナーシップ、またはその他の事業団体や代理関係を構成しません。

(g) 本契約書に使用されている条文の見出しは、参照のためにあり、本契約書の条件の意味を一部変更するために使用されてはなりません。本契約書は、当事者間双方にて署名され、当該契約当事者間の唯一の契約書となります。

(h) お客様に許諾される権利及びライセンスを含む両当事者の共通の約因として、両当事者は、お客様による、PreEmptive または権限ある代表者からのメンテナンス サービスを含むライセンス又はサービスの直近の購買日から 2 年間、お客様は、PreEmptive の従業員を雇用交渉、雇用、強要、約束または連携し、またその他の方法で PreEmptive の契約または雇用関係を阻害しないこと、また、お客様は、当該 2 年間、過去 PreEmptive の従業員だったことのある個人を雇用し、関与し、または雇用の意図を表すなどしないことに合意します。